

「年少扶養親族」情報 は引き続き必要

扶 養親族は生年月日によって、年少、特定、成年、老人等の区別をされることになり、その中の「年少扶養親族」とは年齢16歳未満の扶養親族のことで、今年から扶養控除の対象から外されました。「控除対象扶養親族」という言葉もできて、年齢16歳以上の扶養親族のみを指すことになりました。

そ れなら、「扶養親族」の規定を、年齢16歳以上に限定すれば、「年少扶養親族」だの「控除対象扶養親族」だのという余計な言葉を作らなくても済むだろうに、と疑問が湧きます。

し かし、「扶養親族」という従来の言葉もないと困ることがあります。寡婦控

除・寡夫控除、障害者控除の適用においては、扶養親族がいることを前提とする規定もありますので、年少扶養親族も判定上必要な情報なのです。

今 年からの扶養控除等申告書では、宛先が税務署長と市区町村長との連名になり、新たに「住民税に関する事項」が設けられ年少扶養親族の明細はここに記入することになりました。

所 得税の計算においても必要な情報ではありますが、住民税に関しては、所得税で必要とする以上に重要な意味を持っているので、住民税専用事項のような印象を与える表記になっています。扶養親族情報は源泉徴収票（給与支払報告書）で雇用主から自治

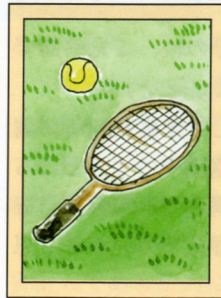
体に伝達されます。

総 務省のホームページでは、個人住民税の算定（非課税限度額の算定）等の際に使用するため、年少扶養親族の情報が必要、としています。

住 民税の非課税は、たとえば東京都の場合、控除対象配偶者と年少扶養親族2人がいる場合、(35万円×4人+32万円=)の計算で出る172万円以下の所得だと、所得割の課税がありません。

所 得172万円と言う場合の給与収入は272万円弱で、社保控除等の後の金額が140万円とすると、配偶者控除と基礎控除後の課税所得は64万円となり、所得税は32,000円負担です。でも、住民税所得割負担はゼロだということです。ここでは、控除対象扶養親族と言う言葉よりも、扶養親族と言う言葉に該当するかどうか重要な意味を持っています。

「みどりなるひとつ草とぞ春は見し秋はいろいろの花にぞありける」
古今集のよみ人知らずの歌ですが、近づいて見ると秋の野は可憐で風情ある花々に覆われています。
秋の七草は、おみなえし、ききょう、なでしこ、藤ばかり、萩、尾花(すすき)ですが、なぜか、けなげに花を咲かせる秋草にはものあわれを覚えます。
8日白露、23日秋分。



真心をもって人を助けられれば、
必ず自分も人から助けられる。
これは、
人生のもっとも美しい補償の一つである。
(アメリカの思想家 エマソン)

9月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 8月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く） ○ 7月決算法人の確定申告 ○ 24年1月決算法人の中間（予定）申告 	12日 30日 〃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 7月決算法人の確定申告 ○ 24年1月決算法人の中間（予定）申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。